

3つのまつりが
大集合!

みんなで
来てね!!

今年も、産業まつり・健康福祉まつり・芸術祭の
3つを「矢巾町秋まつり」として一斉に開催!

2日間にわたり楽しいイベントを盛大に開催し
て、皆様のご来場をお待ちしています。内容につ
いて詳しくは、広報10月号と一緒に配布するチラ
シをご覧ください。

秋まつり

矢巾町産業まつり

- 【日時】** 10月14日(土) 午前9時～午後4時
10月15日(日) 午前9時～午後3時
- 【場所】** 役場南側駐車場、町民総合体育館
- 【内容】** 日本一の餅まき、SWANKY DOGS ライブ、まじえ5時パーソナリティ田口友善ライブ&トーク、物産展、農産物販売、各種出店、一歳児一升餅歩行大会、いろいろ「ものづくり」体験コーナーなど

問い合わせ 役場産業振興課 (☎ 611-2612)

矢巾町健康福祉まつり

- 【日時】** 10月15日(日) 午前9時～午後3時
- 【場所】** さわやかハウス
- 【内容】** 講演、各種体験、減塩食品(ナト・カリ食品)の試食、みそ汁の塩分濃度測定など

問い合わせ 役場健康長寿課 (☎ 611-2821)

矢巾町芸術祭

○展示部門 (会場: 町公民館)

- 【日時】** 10月14日(土) 午前9時～午後4時
10月15日(日) 午前9時～午後3時

※絵画、手工芸、書道、華道、盆栽、菊、ちぎり絵、和裁、陶芸、コレクション、体験コーナー、ふれあいアートショップ、お茶会など

○舞台部門 (会場: 田園ホール)

舞踊 (日本舞踊、新舞踊など)

10月29日(日) 午後1時開演 (30分前開場)

器楽・合唱 (ピアノ演奏、合唱、合奏など)

11月3日(金・祝) 午後1時開演 (30分前開場)

邦楽・ダンス (太鼓、琴、尺八、ダンスなど)

11月5日(日) 午後1時開演 (30分前開場)

問い合わせ 町教育委員会社会教育課 (☎ 611-2852)



じゃじゃつとくんの つ・ぶ・や・き。

水道
豆知識
列伝!

その83

「水道やはば」のホームページは見だごとあがジャ? 役場のと別にあんだジャ! 漏水修理の工事店一覧や、毎月の水質検査の結果、お得な節水方法なんても載ってるんだジャ~!

見ないのは損損! オラの壁紙もゲットして使ってけろジャ。

最新情報はここから! 「水道やはば」ホームページ

<http://suidou.town.yahaba.iwate.jp/>



まちの環境を守りましょう!

STOP! 不法投棄

知らなかったでは許されません! 不法投棄は犯罪です!

無くならない不法投棄

南昌山麓や北上川の河川敷、道路脇、ごみ集積所などへの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、法律により5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処され、または同時に両方の刑を科されます。法人の場合には、3億円以下の罰金が科されます。不法投棄は未遂行為でも処罰され、不法投棄をしようとしている時点で、不法投棄を行ったときと同じ罰則が適用されます。

平成27年度には、町内の不法投棄で警察に捜査を依頼したところ、不法投棄の原因者が判明。警察による取り調べの上、書類送検された事例がありました。



道路脇に投棄された家庭ごみ



回収された大量の廃棄物

土地管理者は自己防衛を

不法投棄した人が分からない場合は、土地の所有者や土地を管理している人が廃棄物の処理をしなければなりません。フェンスやチェーンを設置したり、こまめに清掃（下草刈り）をするなど、日ごろから十分な管理をお願いします。

町では、不法投棄禁止の看板（右の写真）を自治会や地権者に無料で提供していますので、希望する方は役場住民課環境係までご連絡ください。



地域の力で自然環境を守りましょう!

町では、不法投棄を未然に防ぐため、巡回パトロールを行っています。しかし、不法投棄を根絶するためには地域の皆さんの厳しい監視の目が欠かせません。町の自然や景観を守るため、不法投棄を見かけたら、警察または役場住民課環境係へ通報してください。

油の流出を防ぎましょう!



処理費用は
原因者の負担

一般家庭や事業所のホームタンクから重油や灯油などが漏れ出して河川、用水路などに流出する事故が多発しています。その多くは、給油や移し替え作業中の不注意、パイプの破損など、不注意や普段の点検管理不十分が原因となっています。

河川は飲料水や農業用水、工業用水などに利用されるほか、さまざまな生き物が生息し、町民の憩いの場ともなっています。油の流出はこれらの環境を汚染し、その処理に多くの経費を要します。（例：10リットルの軽油漏れ事故の処理に約300万円の費用がかかります）

処理に要する経費は原因者の負担となりますので、特にホームタンクを設置している一般家庭や事業所の皆さんは、普段から十分に注意されるようお願いいたします。

▶問い合わせ 役場住民課環境係 (☎ 611-2506、2507)